安 全 管 理 規 程

西濃エキスプレス株式会社

＜ 目 次 ＞

第 一 章　　総　　則

第 １ 条　　目　　的　　2
第 ２ 条　　適用範囲　　2

第 二 章　　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第 ３ 条　　輸送の安全に関する基本的な方針　　3
第 ４ 条　　輸送の安全に関する重点施策　　4
第 ５ 条　　輸送の安全に関する目標　　4
第 ６ 条　　輸送の安全に関する計画　　4

第 三 章　　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第 ７ 条　　経営者の責務　　4
第 ８ 条　　社内組織　　4
第 ９ 条　　安全統括管理者の選任及び解任　　5
第１０条　　安全統括管理者の責務　　5

第 四 章　　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第１１条　　輸送の安全に関する重点施策の実施　　6
第１２条　　輸送の安全に関する情報の共有及び伝達　　6
第１３条　　事故、災害等に関する報告連絡体制　　6
第１４条　　輸送の安全に関する教育及び研修　　6
第１５条　　輸送の安全に関する内部監査　　7
第１６条　　輸送の安全に関する業務の改善　　7
第１７条　　情報の公開　　7
第１８条　　輸送の安全に関する記録の管理等　　7

第一章　総　　則

（目的）

第　１　条　この安全管理規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第１４条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第　２　条　　本規程は、西濃エキスプレス株式会社における貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

安全管理体制（社内組織図）

経　営　者

安全統括管理者

総務部・営業部・工務部・安全推進部・経理部

東　北 ﾌﾞﾛｯｸ	関　東 ﾌﾞﾛｯｸ		中　部 ﾌﾞﾛｯｸ		関　西 ﾌﾞﾛｯｸ	
仙台(営)	流山(営)	千歳(駐)	静岡(営)	本社(営)	大阪(営)	新門司流通ｾﾝﾀｰ
郡山(営)	太田(出)	入間(営)	豊川(営)	彦根(営)	兵庫ﾃﾞﾎﾟ	福山(出)
	笠間(出)	相模原(営)	小牧(営)	北陸３ﾃﾞﾎﾟ		小郡(駐)
	長岡(出)		長野ﾃﾞﾎﾟ			

※ 取締役または執行役員を安全統括管理者に選任する。

第二章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

● 安 全 方 針

物流を通じて、お客様に喜ばれる最高のサービスを提供し、国家社会に貢献すると共に、物流企業として第一に安全を最優先にあらゆる無事故に徹し、ＥＣＯドライブを推進するなど環境問題にも積極的に取り組む姿勢を基本とする。

● 基 本 目 標

労災事故は０件、車両事故は１９件、商品事故は６３件以内を目標とする。
適正な労働時間管理「改善基準告示の労働時間・労働日数を遵守します」

● 基 本 行 動

一、安全最優先
一、法令遵守
一、確認の徹底

２０２６年 ４月 １日
西濃エキスプレス株式会社
取締役社長　坂　　康　教

（１）各種ミーティングの中で全従業員に徹底する。
（２）各担当者は、基本目標達成のために、常に意識を持ち日々の業務を遂行する。

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第 ３ 条　経営者は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

２　輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第 4 条　前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

一　輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令、物流分野（貨物自動車運送）における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

二　輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

三　輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

四　輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

五　輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

（輸送の安全に関する目標）

第 5 条　第３条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

（輸送の安全に関する計画）

第 6 条　前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

（経営者の責務）

第 7 条　経営者は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

２　経営者は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

３　経営者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

４　経営者は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

（社内組織）

第 8 条　次に掲げるものを選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

一　安全統括管理者

二　運行管理者

三　整備管理者

四　その他必要な責任者

２　ブロック長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内営業所長及び駐在管理者を統括し、指導監督を行う。

３　営業所長は、ブロック長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。

４　輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害、サイバーセキュリティインシデント等（以下「事故・災害等」という。）に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第９条　取締役又は執行役員のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第２条の６に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

２　安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

一　国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

二　身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三　関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

四　取締役又は執行役員を退任するとき。

（安全統括管理者の責務）

第１０条　安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

一　全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

二　輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

三　輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

四　輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。

五　輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。

六　経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

七　運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
八　整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
九　輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
十　その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）
第１１条　輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）
第１２条　経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）
第１３条　事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は次の手順にて行うこととする。
一　事故、災害発生時は、発生現場の最寄りの営業所が現場立会いを行う。
二　現場立会い者は、『車両事故速報』を作成する。
三　作成した『車両事故速報』を発生者の所属営業所および本社へFAXにて送信する。
２　事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるよう努める。
３　安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
４　自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）
第１４条　第５条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第１５条　安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する内部監査責任者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

２　安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告すると共に、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第１６条　安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

２　悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第１７条　輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第２条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

２　事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第１８条　本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

２　輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに

報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3　前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

付　則

（施行年月日）

この規程は、2006 年 10 月 1 日に制定し実施する。

2008 年　6 月　9 日　改訂
2011 年　7 月　1 日　改訂
2012 年　7 月　9 日　改訂
2013 年　7 月　1 日　改訂
2014 年　7 月 18 日　改訂
2015 年　7 月　1 日　改訂
2016 年　7 月　1 日　改訂
2017 年　7 月　1 日　改訂
2018 年　7 月　1 日　改訂
2019 年　7 月　1 日　改訂
2020 年　7 月　1 日　改訂
2021 年　7 月　1 日　改訂
2022 年　7 月　1 日　改訂
2023 年　7 月　1 日　改訂
2024 年　7 月　1 日　改訂
2025 年　7 月　1 日　改訂
2026 年　4 月　1 日　改訂